

暴力団排除条項の導入に伴う預金規定等改定のお知らせ

当金庫では、平成19年6月に政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、警察庁、金融庁などとも連携をとりつつ、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを積極的に行っておりますが、その取組みの一環として、平成22年7月1日より、普通預金をはじめとする各種預金規定、当座勘定規定、および貸金庫規定に暴力団排除条項を導入し、同日より新規規定の適用を開始することといたしました。

暴力団排除条項とは、お客様が暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合に、当金庫の判断により、お取引を停止し、または解約させていただくことを定めた条項です。

改訂後の規定は、すでにお取引いただいているお客様に対しても適用させていただきます。

なお、改定後は、普通預金をはじめとする各種預金、当座勘定、貸金庫の新規取引をお申込みになる際には、お客様が反社会的勢力でないことについて、書面にて表明・確約していただきます。この表明・確約にご同意いただけない場合には、お取引をお断りさせていただきます。

当金庫では、今後も反社会的勢力との取引防止・関係遮断のための取組みに努めてまいりますので、お客様には、この取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【暴力団排除条項の例】

「普通預金規定、総合口座取引規定」

12.(反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記第13条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

13.(解約等)

(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

預金者が口座開設時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前AからEに準ずる者

預金者が、自らまたは第三者を利用して次のAからEに該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前AからDに準ずる行為

この他の各種規定にも同様の条項が導入されております。